

## 第6回 法の下での平等

今回は、平等について考えます。

平等とは、そもそもどういう意味でしょうか。日本国憲法 14 条に定める法の下での平等とは、どういう意味でしょうか。

ふだん私たちが何気なく用いている「平等」という言葉について、改めて真剣に考えてみましょう。

### 1. 法の下での平等の意義

- ・ 14 条は、国家から不当に差別を受けない権利を個々の国民に保障するだけでなく、国家が国民を不当に差別してはならないというルールをも規定したものである。
- ・ 法の下での平等とは、法適用の際のみの差別の禁止であるのか、それとも、法適用のみならず立法の際の差別の禁止をも含むのか、学説上争いがある。
- ・ 法の下での平等とは、形式的平等を意味するが、実質的平等をも志向しようとする意味であり、また、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味する。
- ・ 14 条 1 項後段に列挙された 5 事項（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、例示的なものであって、これ以外の事項についても差別は許されない。

### 2. 優先処遇と逆差別

- ・ 伝統的に構造的な差別を受けてきた特定のグループを優遇する措置は、実質的平等を実現するためには一定程度は認められるが、行き過ぎた優遇措置はかえって平等原則違反の問題となりうる。

### 3. 尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁)

- ・ 自己又は配偶者の直系尊属に対する殺人について、一般の殺人罪よりも重罰を科す刑法 200 条の規定（1995（平成 7）年の法改正により削除された）が、日本国憲法 14 条に違反すると主張された。
- ・ 最高裁判所は、原判決を破棄し、被告人を懲役 2 年 6 月に処し、3 年間の刑の執行の猶予を認めた。
- ・ 最高裁判所の多数意見は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護する立法目的は合理的であるが、刑の加重の程度が極端であり、立法目的達成手段として合理的ではないので、違憲であると判示した。
- ・ これに対し、立法目的自体が違憲であるという 6 名の裁判官による意見が付されている。田中二郎・小川信雄・坂本吉勝裁判官は、尊属殺人に関する規定を設け差別的取扱いを認めること自体が、14 条 1 項に違反するとし、下村三郎裁判官は、時世の推移などを踏まえれば、尊属殺人に対する処罰規定を存置し、その刑を加重することに合理的根拠は

ないと述べ、色川幸太郎裁判官は、古い家族制度と結びついたまま道徳を温存しようとする法律は憲法によって否定されなければならないとし、また、大隅健一郎裁判官は、夫婦や直系親族の相互間の殺害行為について、近親殺という特別の罪を設けることや刑を加重することは、合理的な範囲を超えない限り、立法政策の問題であるが、尊属に対する卑属による殺害行為についてのみ刑を加重することは認められないと主張した。

- ・ 下田武三裁判官は、尊属に対する敬愛を重視すべきものとし、刑法 200 条のような法定刑を規定することも不合理であるとは考えられず、裁判所が立法の先取りをなすような判断を下すことは司法の謙抑の原則に反するとして、反対意見を述べた。
- ・ 刑法 200 条は、違憲判決後も長らく改正されず、最高検察庁が尊属殺人であっても普通殺人罪（刑法 199 条）で起訴するよう通達することによって対応された。結局、1995 年に、刑法の条文を文語体から口語体に変更する際に、刑法 200 条は、他の尊属への犯罪に対する重罰規定（尊属傷害致死罪に係る刑法 205 条 2 項等）とともに削除された。

今回の講義の復習として、教科書の 3.2.1～3.2.4（73-84 頁）を読んでおきましょう。

今回は、消極的権利（自由権）の 1 つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19 条）、信教の自由（20 条）及び学問の自由（23 条）について検討します。いずれもきわめてシンプルな規定です。一度、これらの条文を読んでおきましょう。

Q6 日本国憲法に規定する法の下での平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた区別は、所得の性質の違い等を理由としており、その立法目的は正当なものであるが、当該立法において採用された給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた区別の態様は著しく不合理であることが明らかなため、憲法に違反して無効であるとした。
2. 尊属の殺害は、通常の殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるため、法律上、刑の加重要件とする規定を設けることは、ただちに合理的な根拠を欠くものとするとはできないが、尊属殺の法定刑について死刑又は無期懲役刑のみに限っている点は、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法に違反して無効であるとした。
3. 法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないが、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別することは、立法府の裁量権を考慮すれば、相続が開始した平成 13 年 7 月当時において、憲法に違反しないとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期され、憲法自ら容認するところであると解すべきであるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものとは認められて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に統一的に規律しなければ、憲法に違反して無効であるとした。
5. 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるが、最大較差 1 対 4.99 にも達した衆議院議員選挙当時の衆議院議員定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違反しないとした。

(東京都特別区職員採用試験 2018 年度 1 類試験)